

入 札 公 告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和３年９月１０日

県立宮崎病院長 嶋本 富博

１ 競争入札に付する事項

- (１) 委託件名 新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託
- (２) 委託場所 宮崎市北高松町５番３０号
- (３) 委託期間 令和３年１０月１日から令和６年９月３０日まで (３年間)
- (４) 業務概要 自家用電気工作物の保安管理

２ 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成６年宮崎県告示第１０５８号の３）に基づく令和３年度設備維持管理業務入札参加資格者名簿に登録されている者で、設備維持管理業務の種類が「オ：自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務」であり、かつ入札参加希望地区が宮崎市周辺である者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

事業所の所在地に関する事項	宮崎土木事務所管内に本店又は支店（営業所等を含む）有していること。（個人においては住所が宮崎土木管内であること。）
同種業務の実績に関する事項	平成２８年４月１日以降に完了した、建築物に係る自家用電気工作物保安及び管理業務を元請けとして３件以上実施した実績があること。
配置技術者に関する事項	電気事業法施行規則等関係法令で定められた有資格者とする。
その他の事項	入札説明書（共通事項）の１項に示す事項

※入札参加資格の確認は、開札後決定する落札候補者に対してのみ行う。（事後審査）

※事業所の所在地に関する事項の「本店」とは、登記簿上の本店とする。

３ 契約条項を示す場所及び期間

- (１) 掲示場所 県立宮崎病院総務課（宮崎市北高松町５番３０号）
- (２) 掲示期間 令和３年９月１０日から令和３年９月２２日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。)

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札説明書等の交付	令和3年9月10日から 令和3年9月22日まで	県立宮崎病院で閲覧、配布の他、県立宮崎病院のホームページからダウンロード可能
質問の受付	令和3年9月10日から 令和3年9月15日まで	県立宮崎病院へ持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便に限る ※郵送の場合は期限内に必着のこと
回答の閲覧	令和3年9月16日から 令和3年9月22日まで	県立宮崎病院で閲覧
入札書受付期間	令和3年9月10日 9時から 令和3年9月22日午後5時まで	県立宮崎病院へ持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便に限る ※郵送の場合は期限内に必着のこと
開札日時	令和3年9月24日 午前10時00分	県立宮崎病院2階中会議室
入札結果の公表	令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	県立宮崎病院で閲覧

(注意) (1) 発注機関における交付、閲覧及び質問の受付は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 入札説明書等のダウンロードが行えるホームページアドレス

・県立宮崎病院ホームページ

<http://kenritsu-miyazakibyoin.jp/>

※ホームページ更新のタイミングによっては、交付文書の掲載が遅れる場合がある。

5 その他の事項

(1) 入札説明書（共通事項）に示すとおりとする。

(2) 本件業務の委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、契約条項において、「翌年度以降予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる」旨の特約事項を規定するものとする。

(3) 開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札の回数は、1回とし、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することはできない。

・初度入札に参加しなかった者

・初度入札に参加したが開札に参加しなかった者

・連合その他不正な行為があった入札をした者

(4) 本入札には最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。なお、最低制限価格に満たない入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

入札説明書（共通事項）

県立宮崎病院が行う庁舎等の保守委託業務の条件付一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（共通事項）によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該事項書等について質問がある場合は、県立宮崎病院に問い合わせることができる。ただし、入札後に事項書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）第11条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和55年5月2日告示第763号）第9条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債券保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に於いて同じ）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

2 入札説明書等の交付等

- (1) 県立宮崎病院において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日の前日まで交付する。
 - ① 入札公告の写し
 - ② 入札説明書（共通事項）
 - ③ 保守委託契約書(案)
 - ④ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料
- (2) 入札説明書等は、原則として県立宮崎病院における交付のみとする。ただし、必要に応じ県立宮崎病院ホームページ等にダウンロードできる形式で掲載するものとする。

3 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質問は、入札公告で指定されている日時まで県立宮崎病院において郵送（提出期限内必着とする。）又は持参により書面で受け付ける。
- (2) 質問に関する回答は、原則として県立宮崎病院における閲覧のみとする。

4 入札

- (1) 入札に参加する者は、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）又は持参により入札書（別紙様式第1号）を県立宮崎病院に提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式第2号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (4) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日開封《〇〇業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「〇月〇日開封《〇〇業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

5 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められる場合。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあつては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

7 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

8 落札候補者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内（最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下かつ最低制限価格以上、最低制限価格を設けてない場合は、予定価格以下とする。）で入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 管理者は、落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。（事後審査方式）

9 入札参加資格確認申請

- (1) 管理者は、落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別紙様式第3号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らか場合は、提出を求めないことがある。
 - ①同種業務実績調書（別紙様式第4号）
 - ②配置技術者の資格等調書（別紙様式第5号）
 - ③その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める資料
- (2) 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出は、管理者が申請を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が県立宮崎病院に持参することにより行う。
- (3) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は管理者が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

10 落札者の決定

- (1) 管理者は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 管理者は、落札者を決定した場合にあっては落札決定通知書（別紙様式第6号）を送付する。
- (3) 管理者は、落札候補者に入札参加資格がないとした場合（9の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別紙様式第7号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

1 1 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、管理者に対して書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通ずる。
- (4) 前項の場合に12の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別紙様式8号）により当該他の落札候補者に通知する。

1 2 次順位者の資格確認

- (1) 管理者は、資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、入札参加資格がないとした者（以下「失格者」という。）以外の同価入札者が2人以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては失格者の次に予定価格の範囲内で最低価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に10の(3)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該失格者から11の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は9の(5)に規定する期間を算定するにあたり除く。

1 3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

1 4 その他

- (1) 9に規定する申請書等及び11に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、入札参加確認以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

入 札 書 (委 託)

入 札 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務									
受託の場所	宮崎市北高松町 5 番 3 0 号									
期 間	令和 3 年 10 月 1 日 から 令和 6 年 9 月 30 日 まで									
入札保証金額	病院局財務規程第 8 1 条第 2 項第 2 号の規定により免除									
上記金額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額をもって受託したいので、宮崎県病院局財務規程（平成 1 8 年宮崎県病院局企業管理規程第 1 5 号）等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。 令和 3 年 月 日 住所 入札人 氏名 県立宮崎病院長 嶋本 富博 殿										

入札条件等確認済

委任状

使用印鑑

私は、都合により () を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

1. 受託の内容 新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務
2. 受託の場所 宮崎市北高松町5番30号

令和3年 月 日

住 所
名 称
氏 名

県立宮崎病院長 嶋本 富博 殿

代理人の職名又は本人との関係

--

委 任 状

使用印鑑

私は、() を代理人と

定め貴病院が令和3年度において発注する業務等の請負に関する次の権限を委任します。

記

1. 入札又は見積をすること。
2. 契約を締結すること。
3. 契約金（請負代金）を請求ならびに受領すること。
4. 入札及び契約保証金の納付ならびに受領に関すること。
5. 復代理人の選任に関すること。
6. その他前各号に関する一切の行為。
7. 契約の目的 新県立宮崎病院自家用電気工作物保安全管理業務

場 所 宮崎市北高松町5番30号

8. 委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和3年 月 日

住 所

名 称

氏 名

県立宮崎病院長

嶋本 富博 殿

※ 委任事項は、適宜補正してください。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

県立宮崎病院長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

印

令和3年9月24日に開札のありました新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種業務実績調書 (別記様式第 4 号)
- 2 配置技術者の資格等調書 (別記様式第 5 号)
- 3 その他入札参加資格確認に必要な書類

同種業務実績調書

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

業 務 名	
発 注 機 関 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

- 備考
- 1 公告に掲げる同種業務の要件を満たす業務の受託実績を記載すること。
 - 2 契約金額欄については、長期継続契約の場合は12箇月分の金額を計上し、その下に括弧書きで全体額を記載すること。
 - 3 記載した業務について契約書の写し又は発注者の委託業務履行証明書（別記様式第9号）及び業務の内容が確認できる類を添付すること。

配置技術者の資格等調書

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

①配置予定技術者氏名				
②生 年 月 日				
③採 用 年 月 日				
④ 法 令 等 の 資 格 ・ 免 許	資 格 の 名 称			
	登録等年月日及び番号			
	資格の名称			
	登録等年月日及び番号			
	資格の名称			
	登録等年月日及び番号			
⑤常 駐 の 別				

- 備考 1 ④欄は公告に掲げる要件を満たす資格を記載すること。
- 2 記載した資格について、免許等の写しを添付すること。
- 3 法令による資格・免許を求めている場合は、④欄を記入する必要はない。
- 4 ⑤欄は公告において配置技術者に「常駐」を求める場合に限り、「常駐」で配置する者に○を記入すること。
- 5 用紙が不足する場合は適宜複写して使用すること。

令和 年 月 日

落札決定通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立宮崎病院長 嶋本 富博

下記の調達案件について、落札者を決定しましたので通知します。

記

調達案件番号	—
調達案件名称	新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務
開札日時	令和 年 月 日 時 分
入札金額	円(税抜)
落札者	
商号又は名称	商号又は名称
代表者氏名	代表者氏名

令和 年 月 日

入札参加資格確認結果通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立宮崎病院長 嶋本 富博

新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託に係る入札参加資格について、下記の理由により入札参加資格が認められなかったので通知します。

記

(入札参加資格がないとした理由)

(注) あなたは、当職に対して入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日から 2 日以内に県立宮崎病院へその旨を記載した書面を提出してください。

令和 年 月 日

入札参加資格確認中止通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立宮崎病院長 嶋本 富博

先に申請ありました下記の業務に係る入札参加資格申請について、あなたの前に落札候補者であった方の入札参加資格が確認された結果、あなたの入札参加資格確認を中止しましたので通知します。

記

業務名

新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託

委託業務履行証明書

業 務 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

受注者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

上記委託業務が、誠実に履行されたことを証明します。

年 月 日

発注者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

(※ この証明書は、新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託に係る入札参加のための審査に使用するものです。)

新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、別添「自家用電気工作物保安業務委託実施要領」（以下「実施要領」という。）に掲げる委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金	円
（令和3年度	年額金	円）
（令和4年度	年額金	円）
（令和5年度	年額金	円）
（令和6年度	年額金	円）
消費税及び地方消費税額	金	円
（令和3年度	年額金	円）
（令和4年度	年額金	円）
（令和5年度	年額金	円）
（令和6年度	年額金	円）
合計	金	円
（令和3年度	年額金	円）
（令和4年度	年額金	円）
（令和5年度	年額金	円）
（令和6年度	年額金	円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、〇〇〇。（宮崎県病院局財務規程第82条の規定による。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める保安規程、要領及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（協力及び義務）

第6条 甲は、乙が委託業務の実施にあたり、自家用電気工作物の安全管理上問題があるとして報告及び助言した事項については、その意見を尊重するものとする。

2 甲は、前項の報告及び助言又は乙と協議の上決定した事項については、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 甲は、電気事故その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

4 乙は、前項の甲の連絡を受けた場合は、実施要領に従い、速やかに甲に対し必要な対

策を指示するとともに、当該自家用電気工作物について臨時に点検を行うものとする。

5 乙は、委託業務を誠実に行うものとする。

(連絡責任者等)

第7条 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

3 甲は、連絡責任者又はその代務者に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(委託業務担当者の資格等)

第8条 乙の委託業務担当者は、必要に応じ乙の他の担当者（以下、「委託業務従事者」という。）に、委託業務の一部を実施させることができるものとする。

2 乙は、委託業務担当者及び委託業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面により甲に知らせるものとする。なお、委託業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

3 甲は、乙と委託契約を締結する際に乙の委託業務担当者に面接等を行い、その者が委託契約書に明記された本人であることの確認を行うこととする。

4 乙の委託業務担当者は、委託業務に係る点検等（以下「点検等」という。）を行う際は常に身分証明書を携帯し、甲から身分証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。ただし、緊急の場合はこれによらないことができる。

5 乙の委託業務担当者は、甲の保安規程に基づき、委託業務を自ら実施するものとする。

6 乙の委託業務担当者及び委託業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、委託業務の実施を補助させることができるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(点検結果等の報告及び記録の保存)

第12条 乙は、点検等の終了時に、その結果を甲に報告するとともに、点検結果等に係る記録（以下「点検記録」という。）を甲に提出するものとする。なお、点検記録は、甲及び乙が確認の上、甲及び乙において保存するものとする。

2 甲は、前項の規定により点検記録を受領したときは、契約の履行及び結果について検査を行い、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第13条 乙は、次表の実施期間におけるすべての点検において、前条第2項の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に当該期間に係わる委託料の支払請求書を提出するものとする。

実 施 月	金 額 (円)	実 施 月	金 額 (円)
令和 3 年 10月から12月分まで		令和 4 年 1 月から 3 月分まで	
令和 4 年 4 月から 6 月分まで		令和 4 年 7 月から 9 月分まで	
令和 4 年 10月から12月分まで		令和 5 年 1 月から 3 月分まで	
令和 5 年 4 月から 6 月分まで		令和 5 年 7 月から 9 月分まで	
令和 5 年 10月から12月分まで		令和 6 年 1 月から 3 月分まで	
令和 6 年 4 月から 6 月分まで		令和 6 年 7 月から 9 月分まで	

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (4) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- 2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1 月前までにその旨を文書により通知し、甲乙相互が合意した上で解除できるものとする。
- 3 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。
- 4 甲は、前 3 項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（自家用電気工作物の廃止等）

第 15 条 甲は、第 1 条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 自家用電気工作物が廃止された場合
- (2) 外部委託の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が 7,000V（ボルト）を超えた場合
- (5) 構外にわたる配電線路の電圧が 600V（ボルト）を超えた場合
- 2 前項の規定による解除に伴い、当該点検の期間に 3 月未満の端数期間が生じたときの委託料は月割りによるものとし、当該端数期間に 1 月未満の端数日数が生じたときは、日割りによって算出した額とする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の免責)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償の責めを負わないものとする。

(1) 第6条第2項の規定により、乙が報告及び助言した事項又は協議の上決定した事項について、甲が必要な措置を怠り、これにより損害が生じたとき。

(2) その他乙の責めに帰することのできない理由により、損害が生じたとき。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第21条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県
 県立宮崎病院長 嶋本 富博

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第7 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第8 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、別添「自家用電気工作物保安業務委託実施要領」（以下「実施要領」という。）に掲げる委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金	円
（令和3年度	年額金	円）
（令和4年度	年額金	円）
（令和5年度	年額金	円）
（令和6年度	年額金	円）
消費税及び地方消費税額	金	円
（令和3年度	年額金	円）
（令和4年度	年額金	円）
（令和5年度	年額金	円）
（令和6年度	年額金	円）
合計	金	円
（平成3年度	年額金	円）
（平成4年度	年額金	円）
（平成5年度	年額金	円）
（令和6年度	年額金	円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、。（宮崎県病院局財務規程第82条の規定による。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める保安規程、実施要領及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（協力及び義務）

第6条 甲は、乙が委託業務の実施にあたり、自家用電気工作物の安全管理上問題があるとして報告及び助言した事項については、その意見を尊重するものとする。

2 甲は、前項の報告及び助言又は乙と協議の上決定した事項については、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 甲は、電気事故その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

4 乙は、前項の甲の連絡を受けた場合は、実施要領に従い、速やかに甲に対し必要な対

策を指示するとともに、当該自家用電気工作物について臨時に点検を行うものとする。

5 乙は、委託業務を誠実に行うものとする。

(連絡責任者等)

第7条 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

3 甲は、連絡責任者又はその代務者に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(電気管理技術者の資格等)

第8条 乙は、その氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、乙の連絡方法とともに、書面により甲に知らせるものとする。

2 甲は、委託契約を締結する際に乙と面接等を行い、委託契約書及び前項の書面に記載された者と同一であることの確認を行うこととする。

3 乙は、業務委託に係る点検等（以下「点検等」という。）を行う際は常に身分証明書を携帯し、甲から身分証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。ただし、緊急の場合はこれによらないことができる。

4 乙は、甲の保安規程に基づき、委託業務を自ら実施するものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(点検結果等の報告及び記録の保存)

第12条 乙は、点検等の終了時に、その結果を甲に報告するとともに、点検結果等に係る記録（以下「点検記録」という。）を甲に提出するものとする。なお、点検記録は、甲及び乙が確認の上、甲及び乙において保存するものとする。

2 甲は、前項の規定により点検記録を受領したときは、契約の履行及び結果について検査を行い、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第13条 乙は、次表の実施期間におけるすべての点検において、前条第2項の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に当該期間に係わる委託料の支払請求書を提出するものとする。

実 施 月	金 額 (円)	実 施 月	金 額 (円)
令和 3 年 10月から12月分まで		令和 4 年 1 月から 3 月分まで	
令和 4 年 4 月から 6 月分まで		令和 4 年 7 月から 9 月分まで	
令和 4 年 10月から12月分まで		令和 5 年 1 月から 3 月分まで	
令和 5 年 4 月から 6 月分まで		令和 5 年 7 月から 9 月分まで	
令和 5 年 10月から12月分まで		令和 6 年 1 月から 3 月分まで	
令和 6 年 4 月から 6 月分まで		令和 6 年 7 月から 9 月分まで	

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（3）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1 月前までにその旨を文書により通知し、甲乙相互が合意した上で解除できるものとする。

3 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

4 甲は、前 3 項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（自家用電気工作物の廃止等）

第 15 条 甲は、第 1 条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、この契約を解除するものとする。

（1）自家用電気工作物が廃止された場合

（2）外部委託の承認を取り消された場合

（3）一般用電気工作物となった場合

（4）受電電圧が 7,000V（ボルト）を超えた場合

（5）構外にわたる配電線路の電圧が 600V（ボルト）を超えた場合

2 前項の規定による解除に伴い、当該点検の期間に 3 月未満の端数期間が生じたときの委託料は月割りによるものとし、当該端数期間に 1 月未満の端数日数が生じたときは、日割りによって算出した額とする。

（損害賠償）

第 16 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、

その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の免責)

- 第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償の責めを負わないものとする。

(1) 第6条第2項の規定により、乙が報告及び助言した事項又は協議の上決定した事項について、甲が必要な措置を怠り、これにより損害が生じたとき。

(2) その他乙の責めに帰することのできない理由により、損害が生じたとき。

(秘密の保持)

- 第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

- 第19条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

- 第20条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

- 第21条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県
 県立宮崎病院長 嶋本 富博

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第7 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第8 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託実施要領

(委託業務の対象)

第1 委託業務の対象は、次の各号によるもののほか別紙の点検対象機器一覧とする。

- (1) 庁 舎 名 県立宮崎病院
- (2) 所 在 地 宮崎市北高松町5番30号
- (3) 需要設備

設備容量	7,050 kVA
契約電力	2,012 kW
受電電圧	6,600 V

- (4) 発電装置

	非常用発電装置	ガスエンジン発電装置
発電機定格容量	1,250 kVA	450 kW
発電機定格電圧	6,600 V	6,600 V
原動機の種類	ディーゼル機関	ガスエンジン
台数	2台	1台

(委託業務の内容)

第2 乙が実施する委託業務の内容は、次項に掲げるものを除き次の各号によるものとする。

- (1) 自家用電気工作物の適正な維持及び運用のため、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、保安規程のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を甲に報告又は助言すること。
- (2) 事故及び故障の発生や発生のおそれがある旨の連絡を甲又はその職員から受けた場合、乙は現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故及び故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故及び故障の原因が判明した場合、乙は、同様の事故及び故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。また、事故により電気関係報告規則第3条に定める経済産業大臣又は自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長への報告を行う必要がある場合、乙は、甲に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、当該設備の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (6) 甲が自家用電気工作物を管理する上で必要な図書（単線結線図、設備台帳等）の整備に協力すること。

2 前項の業務のうち、次の各号のいずれかに該当する自家用電気工作物については、甲は乙の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、乙はその記録を確認するものとする。これに関し、乙は甲の求めに応じ助言を行うこととする。このほか、乙は当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとする。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のアからオまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設備場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険箇所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
（点検の種類と概要）

第3 乙が定期的に行う点検内容は甲の保安規程によるものとし、点検の種類及び頻度は、次のとおりとする。

- (1) 月次点検（運転中の施設の点検及び試験をいう。）は、月1回以上とする。
- (2) 年次点検（主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定、試験及び清掃等をいう。）は、年1回以上とする。
- (3) 臨時点検（異常が発生した場合等の点検、測定及び試験をいう。）は、必要に応じて実施する。

2 上記点検のほか、乙は甲又はその職員に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、その点検を行うものとする。

3 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置（絶縁監視装置）を設置する場合、乙は警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい電流を繰り返し受信した場合をいう。）に、次に掲げる処理を行うものとする。

(1) 乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

4 自家用電気工作物の設置又は改造等の工事期間中における工事箇所の点検については、毎週1回行うこと。なお、工事期間が1箇月を超えた場合は、甲乙協議の上、1箇月を超えた分の点検に係る費用について増額の契約変更を行うことができるものとする。

5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)(20161005 商局第1号)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

(月次点検)

第4 乙は、月次点検を次に掲げる要件の全てに従って行うこと。

(1) 外観点検を、アに掲げる項目について、イに掲げる設備等を対象として行うこと。

ア 点検項目

(ア) 自家用電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

(イ) 電線とそれ以外の物との離隔距離の適否

(ウ) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

(エ) 接地線等の保安装置の取付け状態

イ 対象設備等

(ア) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）

(イ) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）

(ウ) 受電盤、配電盤及びアクティブフィルタ

(エ) 接地工事の施設状況（接地線、保護管等）

(オ) 構造物（受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等）・配電設備

(カ) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）

(キ) 蓄電池設備

(ク) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

2 乙は、前項に規定する外観点検のほか、次の各号に定める項目について測定を行う。

(1) 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(2) 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

3 乙は、月次点検の報告書を作成する際に、報告書に実施者氏名を記載するものとする。

(年次点検)

第5 乙は、年次点検を、第4の月次点検に係る要件に加え、次の(1)から(3)までに掲げ

る要件にしたがって行う。

- (1) 年次点検は、1年に1回以上行うこと。（ただし、保安規程に定める「信頼性が高いこと」の条件に適合することを乙が事前に確認し、かつ、保安規程に定める無停電年次点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。）

- (2) 次のアからカまでに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定及び試験を行う。

ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。

ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、商用電源復旧後に停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

オ 蓄電池設備のセル電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

カ 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領（内規）（20161005商局第1号）Ⅱ.2.（1）に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

- (3) 年次点検を実施する場合は、その実施日の30日前までに日時等を甲に通知するものとする。

- 2 乙は、年次点検の報告書を作成する際に、報告書に実施者氏名を記載するものとする。
（工事期間中の点検）

第6 乙は、工事期間中は、第4(1)に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

（緊急時の対応等）

第7 乙は、電気事故等発生時の緊急連絡体制を明確にし、あらかじめ書面で提出すること。

- 2 電気事故等発生時の受付対応は、年間を通じて24時間連続で行えるようにすること。

- 3 電気事故等の規模の大小に関わらず、甲の要請があれば、直ちに事故対応に着手すること。

- 4 電気事故等の規模が大きいなど復旧に時間を要すると考えられる場合、甲の要請に応じ又は自らの判断により、より短時間に復旧が可能となるような復旧体制を速やかに構築すること。

（産業保安監督部への報告）

第8 所轄産業保安監督部長への提出書類の作成及び手続きについては、受託者の負担で行うものとする。

（その他）

第9 契約期間中に当該電気工作物の設備の容量が変更された場合は、甲乙協議の上、契約の内容を変更できるものとする。

点検対象機器等一覧

○設置場所

名称	場所	主な供給箇所、用途等
第 1 電気室	本館 8 階東	受電部、UPS・蓄電池室、5～8 階東側エリア、東エリアパッケージ空調
第 2 電気室	本館 8 階西	中央熱源、5～8 階西側エリア、西エリアパッケージ空調
第 3 電気室	本館 3 階東	立体駐車場、1～4 階東側エリア
第 4 電気室	本館 3 階西	付属棟、1～4 階西側エリア
第 5 電気室	研修棟（旧精神医療センター）1 階	研修棟、災害備蓄倉庫、駐車場
非常用発電機 コージェネ発電機	本館 8 階	全館非常用負荷 等

○点検対象機器

(1) 月次点検

機器等	数量	数量内訳				備考
		第 1 電気室	第 2 電気室	第 3 電気室	第 4 電気室	
高圧 盤類	79 面	29	19	19	12	受・配電・計器盤
高圧 変圧器	33 台	4	11	12	6	
高圧 交流遮断機	50 台	24	10	10	6	
高圧 計器用変成器	36 台	12	8	8	8	
高圧 指示計器	58 台	26	12	12	8	
高圧 進相コンデンサ	4 台	4				
低圧 指示計器	33 台	4	11	12	6	
自家発電装置 1250kVA	2 組	2				ディーゼル発電機
自家発電装置 450kW	1 組	1				ガスエンジン発電機
引込	2 箇所	2				

(2) 年次点検

機器等	数量	数量内訳				備考
		第 1 電気室	第 2 電気室	第 3 電気室	第 4 電気室	
高圧配電盤	79 面	29	19	19	12	
低圧配電盤	33 面	4	11	12	6	
高圧ケーブル	32 系統	12	6	12	2	電力ケーブル（回線）
低圧ケーブル	79 系統	29	19	19	12	母線・配線（面）
接地抵抗	6 極	3	1	1	1	（箇所）
変圧器	33 台	4	11	12	6	
交流遮断器VCB	50 台	24	10	10	6	
断路器	9 組	3	2	2	2	
高圧負荷開閉器	2 台	2				
高圧負荷開閉器(PAS)	2 台	2				
高圧負荷開閉器(LBS)	39 台	10	11	12	6	
高圧電磁接触器	4 台	4				
高圧進相コンデンサ	4 台	4				
直列リアクトル	4 台	4				
アクティブフィルタ	1 台	1				
保護継電器	83 台					

※ 病院内の既存建物である精神医療センター（研修棟）、付属棟、備蓄倉庫、立体駐車場については令和 4 年 3 月までに新病院からの送電に切り替える予定である。そのため、これらの建物は送電切替後に本業務委託の管理対象とする。また、これによる点検対象機器数量の増減はない。

令和3年度 新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託 参考数量表

名 称	摘 要	数 量	単位	回数	単 価	金 額	備 考
a 日常点検	月1回 半期分						
a-1 直接労務費		1	式				
a-2 諸経費							
直接物品費		1	式				
業務管理費		1	式				
一般管理費		1	式				
諸経費計							
a 日常点検 計							
b 定期点検	年1回						
b-1 直接労務費		1	式				
b-2 諸経費							
直接物品費		1	式				
業務管理費		1	式				
一般管理費		1	式				
諸経費計							
b 定期点検 計							
■令和3年度 業務費							
a 日常点検	月1回 後期(6ヶ月間)分	1	式				
	消費税				10%		
	後期分 計						①
	年度計				①		②

令和3年度 新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託 参考数量表

名 称	摘 要	数 量	単位	回数	単 価	金 額	備 考
■令和4年度 業務費							
a 日常点検	月1回 前期(6ヶ月間)分	1	式				
	消費税				10%		
	前期分 計						③
a 日常点検	月1回 後期(6ヶ月間)分	1	式				
	消費税				10%		
	後期分 計						④
b 定期点検	年1回 年次定期点検	1	式				
	消費税				10%		
	定期点検分 計						⑤
	年度計				③+④+⑤		⑥
■令和5年度 業務費							
a 日常点検	月1回 前期(6ヶ月間)分	1	式				
	消費税				10%		
	前期分 計						⑦
a 日常点検	月1回 後期(6ヶ月間)分	1	式				
	消費税				10%		
	後期分 計						⑧
b 定期点検	年1回 年次定期点検	1	式				
	消費税				10%		
	定期点検分 計						⑨
	年度計				⑦+⑧+⑨		⑩
■令和6年度 業務費							
a 日常点検	月1回 前期(6ヶ月間)分	1	式				
	消費税				10%		
	前期分 計						⑪
b 定期点検	年1回 年次定期点検	1	式				
	消費税				10%		
	定期点検分 計						⑫
	年度計				⑪+⑫		⑬
■総計	3年 分				②+⑥+⑩+⑬		

令和3年度 新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託 参考数量表

名 称	摘 要	数 量	単位	回数	単 価	金 額	備 考
■直接労務費内訳							
a 日常点検	月1回						
高压 盤類	25面～	79	面	6			
高压 変圧器		33	台	6			
高压 交流遮断機		50	台	6			
高压 計器用変成器		36	台	6			
高压 指示計器		58	台	6			
高压 進相コンデンサ		4	台	6			
低压 指示計器		33	台	6			
自家発電装置	1250kVA	2	組	6			
自家発電装置	450kW	1	組	6			
構内電線路	引込柱	2	箇所	6			
計							
b 定期点検	年1回						
高压 高压配電盤		79	面	1			
高压 低压配電盤		33	面	1			
外部配電	高压ケーブル	32	系統	1			
外部配電	低压ケーブル(W800未満)	79	系統	1			
接地抵抗		6	極	1			
変圧器	500KVA以下	33	台	1			
交流遮断器	VCB	50	台	1			
断路器	手動、動力	9	組	1			
高压負荷開閉器	真空開閉器	2	台	1			
高压負荷開閉器	PAS	2	台	1			
高压負荷開閉器	LBS	39	台	1			
高压電磁接触器	気中、真空	4	台	1			
力率改善装置	高压進相コンデンサ	4	台	1			
力率改善装置	直列リアクトル	4	台	1			
アクティブフィルタ		1	台	1			
保護継電器	各種保護継電器	83	台	1			
発電機関係試験	電源切替試験	1	式	1			
計							

現 場 説 明 書

令和 3 年 9 月 1 0 日

入札参加者 殿

県立宮崎病院長 嶋本 富博

名 称	新県立宮崎病院自家用電気工作物保安管理業務委託
場 所	宮崎市北高松町 5 番 3 0 号
期 間	令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで
【説明事項】 1 入札・契約に関する事項は、入札公告、入札説明書（共通事項）及び入札・契約に関する注意事項（別紙）による。 2 病院内の既存建物である精神医療センター（研修棟）、付属棟、備蓄倉庫、立体駐車場については令和 4 年 3 月までに新病院からの送電に切り替える予定である。そのため、これらの建物は送電切替後に本業務委託の管理対象とする。また、これによる点検対象機器数量の増減はない。 発注機関 県立宮崎病院 連 絡 先 整備担当 竹山 電 話 0985-24-4181	

【別紙】

入札・契約に関する注意事項

- 1 入札書の日付は、「入札書提出期限以前の日（入札書作成日）」を記入してください。
開札の日付を記入しないようにお願いします。

※郵送（配達記録郵便等郵送の記録が残る方法による）の場合は、2重封筒とし、入札書
を中封筒に入れ密封し、入札参加者名及び物件名等を入札説明書のとおりに記入すること。

持参の場合も密封し、入札説明書の説明のとおり提出を行うこと。

※別途公表している参考数量書を提出する必要はありません。

- 2 提出する入札書上部空欄には、原則捨印を押印すること。（軽微な誤字脱字があった場合、修正するために捨印を使用する。金額や明らかに異なる物件名については訂正できない。）
- 3 本委託については、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるので、
入札書に記載する金額は、契約期間全体（3年間）の金額を記入すること。
- 4 開札の結果、開札当日に再入札や抽選を実施する場合があるため、入札参加者は指定された開札日時に必ず立合をお願いします。立会者の人数は1名とし、入札者又は入札を委任された代理人が参加してください。
- 5 開札の立会者は、開札の会場にある所定の受付簿に所要事項を記入してください。開札受付時には、委任状等の提示は必要ありません。
- 6 開札の結果、予定価格を上回る入札があり、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、最低制限価格に満たなかった者を除き、直ちに再度の入札を行うこととなります。
このため、再入札に参加される場合には、開札日当日、入札書、委任状等の再度の入札に必要なものを準備してください。

自家用電気工作物保守点検業務 管理対象建物について

建物名称	令和3年				令和4年			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
新病院	完成				開院			
		新病院 管理対象						
精神医療センター	現病院 管理対象					新病院 管理対象		
付属棟	現病院 管理対象					新病院 管理対象		
備蓄倉庫	現病院 管理対象					新病院 管理対象		
立体駐車場	現病院 管理対象					新病院 管理対象		
本館（現病院）	現病院 管理対象							

※ 精神医療センター、付属棟、備蓄倉庫、立体駐車場については、令和3年9月時点では現病院本館から送電しているが、令和4年1月から3月の間に新病院からの送電に切り替える。
そのため、これらの建物は送電切替後に本業務委託の管理対象とする。